

## 通称タンクレス洗浄便器設備要綱

## 通称タンクレス洗浄便器設備に係る要綱

### (趣 旨)

第1条 近年、洗浄用水の貯留タンクを要せず、またフラッシュバルブも使用しない水道直結型の大便秘器（通称「タンクレス洗浄便器」）が普及し、最近では、水圧の影響を受けにくいタンクレス洗浄便器が開発され、それまで使用が困難だったマンション、低水圧地域、3階以上の階でも設置事例が増えてきている。

タンクレス洗浄便器のうち、水道法第3条第9項に規定する給水装置に直結する範囲については水道法の適用となるので、取り扱いについて必要な事項をここに定めるものとする。

### (調 査)

第2条 タンクレス洗浄便器は、表-1に見るように、従来の洗浄タンク付便器に比べ1回あたりの給水量は少ないが、瞬時最大給水量は倍近く必要とし、また最低作動圧も高くなるため、当該地区の配水管の布設状況（管種、口径、流動時の最低水圧等）等設計に必要な情報について、十分調査確認を行うこと。

表-1 給水量と必要水圧の比較（各メーカーにおける平均的な値）

|         | 従来の洗浄タンク付便器 | 水道直結式の<br>タンクレス洗浄便器 |
|---------|-------------|---------------------|
| 給水量／回   | 12～15ℓ      | 3.8～8ℓ              |
| 瞬時最大給水量 | 12ℓ／min     | 20ℓ／min             |
| 最低作動圧   | 0.03MPa     | 0.07MPa             |

### (遵守事項)

第3条 指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）は、タンクレス洗浄便器を設置しようとする申込者（以下「設置者」という。）に対して、水道直結式における下記の事例を説明し、確実に了知させ、申請時に「タンクレス洗浄便器設置承諾書」（様式1）を提出させること。

- (1) タンクレス洗浄便器の機種によっては、濁水対策などにより水道事業体が一時的な給水制限を行ったり、道路工事等による水道の断水時に、水圧不足などにより便器洗浄が正常に作動しないことがある旨を設置者に確実に了知させること。
- (2) タンクレス洗浄便器は、電気により内蔵ポンプを作動させ水を流す構造であるため、停電時においてはこの機能が作動せず洗浄が原則不可能となることを、設置者に確実に了知させること。

- (3) 上記、①及び②の事例及び、その他正当な理由による断水や水圧低下等により、タンクレス洗浄便器の性能が十分発揮されない状況が生じても、松戸市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に責任がないことを設置者に了知させること。
- (4) 指定工事事業者は、設置者に対して、タンクレス洗浄便器が設置された家屋を賃貸する場合は、借家人等に上記③の条件が付いている旨を熟知させるよう、指導すること。
- (5) 指定工事事業者は、設置者に対して、タンクレス洗浄便器の所有者を変更するときは、上記③の事項について譲受人に熟知させるよう、指導すること。

#### （設計条件）

第4条 タンクレス洗浄便器の設置計画設計は、以下の事項に注意して行うこと。

- (1) 松戸市において、通常大便器（洗浄タンク式）の水理計算では1栓あたりの流量を「12ℓ/分」と設定するが、タンクレス洗浄便器の瞬時最大給水量は、これを大幅に超えるので、水理計算が十分に検討されていること。
- (2) 洗面所や浴室など、他の水栓用具を同時使用した場合においても最低水圧が確保されていること。
- (3) 既存建物において、給水管の引込口径はφ20mm以上であること。

#### （材質・構造）

第5条 タンクレス洗浄便器の材質及び構造は、以下のとおりとする。

- (1) 水道法施行令第5条及び、給水装置の構造及び材質の基準に関する厚生労働省令に定められた、給水装置の基準に適合するものであること。
- (2) 当該タンクレス洗浄便器において、配水管の圧力が常時かからない部分に負圧破壊装置（大気圧バキュームブレーカ）が設けられており、かつ十分な負圧破壊性能を有していること。
- (3) 逆流防止のため、量水器二次側に逆流防止弁を設置すること。

#### （申請）

第6条 タンクレス洗浄便器設置工事を申請する際は、次の書類を添付すること。

- (1) 「タンクレス洗浄便器設置承諾書」（様式1）
- (2) その他、管理者が必要とする書類

(その他)

第7条 指定工事事業者は、以下のことに留意すること。

- (1) 水量の調整は、施工後の点検で排出性能が確保されていることを確認したうえで行うこと。
- (2) 逆流防止装置の劣化は、排水の逆流のリスクを高め水質悪化の原因となるため、製造業者による定期的な点検を受けることを設置者に確実に了知させること。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式1

## タンクレス洗浄便器設置承諾書

年 月 日

(あて先)

松戸市水道事業管理者

申 込 者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

指定給水装置工事事業者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

設置場所 \_\_\_\_\_

タンクレス洗浄便器を設置するにあたり、下記のとおり承諾します。

### 記

1. タンクレス洗浄便器の取扱説明書に記載されている内容を熟知し、給水装置工事事業者等から説明された注意事項を遵守します。
2. タンクレス洗浄便器の逆流防止装置が確実に機能しているかの確認のため、製造者等による定期点検を行います。
3. 修繕等を行う場合は、他の給水栓に影響のないよう対処し速やかに行います。
4. 譲渡等による給水装置の所有者の変更があった場合は、本内容を継承します。